

I 労働教育協議会開催事業

労働教育及び労働福祉行政を推進するため、関係機関と緊密な連絡調整をとり、広く企業、勤労者の実情を調査研究及び審議し、市長の諮問に応じ答申、建議するため設置した附属機関を運営する。

※委員数10人（労働者代表3人、経営者代表3人、学識経験者4人）

II 雇用促進事業

1 就労支援事業

(1) 若年者就労支援事業

①高校生就業体験推進事業

高校生の的確な職業選択の機会として、高校生が希望する職場での就業体験を促進するため、就業体験を受け入れた企業に対し、事業実施に伴う人件費（労務・総務関係担当）の負担を軽減する奨励金を交付する。

②高校生職場見学実施事業

高校生の職業意識の形成を支援するため、企業見学を行い職業や産業に対する理解を深める。

③高校生就職支援セミナー

職業意識の形成や就職にあたっての心構え等のセミナーを希望する高校に出向いて開催する。

(2) 地域若者サポートステーションはままつ事業

ニート等の若者(15歳～49歳)の職業的自立を図るため、若年無業者等に対しキャリアコンサルティングや心理カウンセリング等の支援を行い、若年無業者等の就業等を支援する。

※基本事業部分は国の委託事業

(3) 就職氷河期世代支援事業

就職氷河期世代（概ね34歳～49歳 平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代）の不安定就労者等を支援するため、就職相談会を開催するとともに、地域若者サポートステーションはままつの支援体制を強化する。

(4) 就職面接会開催事業

ハローワーク浜松との共同により、概ね45歳未満の若年者を対象として「就職面接会（若年者就職フェア）」を実施し、若年者の就労支援並びに企業における雇用の確保を図る。

2 産業人財獲得事業

新型コロナウイルス感染症の影響により有効求人倍率が悪化し、厳しい雇用状況となっていることから、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、地域産業の人材確保に向けて、大都市圏等からのU I Jターン就職促進、外国人の雇用・就労相談事業、子育てにより離職した女性の再就職など、就労支援の側面等から対策を講じる。

令和3年度は、新規事業として「外国人留学生インターンシップ支援事業」を実施する。

(1) U I Jターン就職支援事業

地域の産業を担う人材や労働力の確保を目的に、大都市圏等の大学生や移住希望者などの市内企業への就職を促進する。

(2) 働き方改革等推進事業

地域産業を担う人材を確保・定着を図るため、ワーク・ライフ・バランス等の働き方改革を推進し、誰もが働きやすい労働環境の整備を目指す。

(3) 外国人の雇用・就労に関する相談事業

浜松市多文化共生センター（HICE）に市内企業等を対象とした外国人受入相談並びに外国人労働者の就労に関する相談窓口を開設。

(4) 【新規】外国人留学生インターンシップ支援事業

市内企業への高度外国人材の採用促進と定着を図るため、外国人就労支援団体等が実施する外国人留学生のインターンシップ参加を支援する事業に対し、補助金を交付。

(5) 女性就労支援事業

就労を希望する女性を対象に就労意欲やスキルを高めるセミナーや個別相談を実施する。また、就労中の女性を対象に就労の継続を支援するセミナーを開催する。

3 高齢者就労環境整備事業

希望する全ての高齢者が70歳になっても働くことができるよう、高齢者活躍宣言事業所を認定するとともに、高齢者の就職を支援する。

4 奨学金返還支援事業

産業人財の確保と若者の移住や地元定着を図るため、市と市内の中小企業が官民一体となって協力し、奨学金返還額の一部を負担する支援を行う。

5 家内労働促進事業

家庭の主婦、母子家庭、身体障害者など様々な事情により内職を希望する者に対して、内職の相談や斡旋業務を実施するため、家内労働福祉センター事業を実施する。

6 障害者雇用促進事業（障害者就労支援センター「ふらっと」事業）

障がい者の安定的な雇用の確保・促進と、働きやすい職場環境の向上・推進のため、障がい者個々の能力と希望に応じた本人や家族、事業主からの就労に関する総合的な相談と、就職後における職場定着に必要な支援を行う。

7 職業訓練支援事業

建築や造園等の高度な技能・技術を習得する職業訓練を実施し、地域の人材育成及び技術の継承を行う職業訓練校に助成する。

8 ジョブサポートセンター事業

市が実施する生活支援と、ハローワークが実施する職業相談、職業紹介等を一体的に実施し、障がい者や生活保護受給者等へ、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を実施する。

III 労働・雇用相談事業

雇用調整助成金制度、休業、解雇、賃金未払い、労働契約など様々な労働に関するトラブルを調整するための総合的な労働相談を実施し、労働に関する悩みを抱える人の課題解決に助力する。

IV 勤労者福利厚生事業

1 【拡充】勤労者生活資金貸付事業

浜松市内に居住し、企業及び労働組合に生活資金の融資制度が無い勤労者に対し、静岡県労働金庫と連携し、くらしの中で必要となる生活資金の貸付けを行い勤労者の生活の安定と福祉の向上を図る。

2 勤労者共済事業費助成事業（補助金）

市内の中小企業勤労者の福利厚生の充実と、豊かな暮らしを実現し、もって中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として、公益財団法人浜松市勤労福祉協会が行う勤労者共済事業の一部を助成する。

3 勤労者福祉推進事業

勤労者の福祉の向上を図るため、浜松市労働者福祉協議会と市が共催する、労福協まつり及び労働者福祉講演会会場借上料の経費を負担する。

4 勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業（補助金）

勤労者の生活水準の向上と持家（定住）の促進を図るため、浜松市内に自ら居住する住宅を取得する勤労者で、静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り入れた人を対象に利子補助金を交付する。

V 勤労福祉施設運営事業

勤労者や勤労団体の文化・知識・教養の普及の場として、また、健康の増進・福祉の向上を目的として勤労福祉施設の管理運営を行う。

また、勤労福祉施設の適正かつ計画的な維持保全を図るため、修繕及び整備工事を実施し、安全で安心、快適に利用できる施設環境を確保し市民サービスの向上を図る。

- 1 浜松市立勤労青少年ホーム（アイミティ浜松）運営事業（指定管理施設）
- 2 浜松市勤労会館（Uホール）運営事業（指定管理施設）
- 3 浜北地域活動・研修センター運営事業
- 4 勤労者福祉施設整備事業（雇用・労政担当課所管4施設）